

別表1 補助対象事業、補助対象施設・事業所、補助対象経費

	(1) 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても障害福祉サービスを継続するための対策を講じること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備すること</li> </ul>
補助対象施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に所在し、交付申請時点で指定等を受けている別表2の施設・事業所等</li> </ul>	
補助対象外施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休止中の施設・事業所</li> </ul>	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付決定を受けて購入等した以下に係る経費</li> <li>・その他、補助金の交付決定を受けて購入等した経費で、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費</li> </ul> <p>【居住・通所系、訪問系】</p> <p>ア. 燃料費、有料道路通行料等の訪問・送迎に係る移動に伴い必要となる経費</p> <p>イ. ネットクーラー、熱中症対策ウォッチ、冷感ポンチョ等の購入経費</p> <p>【入所系、居住・通所系】</p> <p>ウ. 業務用スポットクーラー、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の購入費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付決定を受けて購入等した以下に係る経費</li> <li>・その他、補助金の交付決定を受けて購入等した経費で、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費</li> </ul> <p>【入所系、居住・通所系、訪問系】</p> <p>ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費</p> <p>イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費</p> <p>ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費</p> <p>エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ等の購入等経費</p> <p>オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税</li> <li>・研修の実施や外部事業者への業務委託、人件費、設備の設置工事、建物の修繕等、補助事業の目的に該当しない経費</li> <li>・単品で取得費用が50万円以上となる物品等の購入等に充当した経費</li> <li>・他の補助金と重複する経費</li> <li>・補助対象経費と補助対象外経費の支払いの区別が難しいもの</li> </ul>	